

平成30年(行コ)第7号 総額表示特別措置法に係る違法行為の差止請求控訴事件

控訴人 特定非営利活動法人環境アイエスオー自己宣言相互支援ネットワークジャパン

被控訴人 国



答 弁 書

平成30年3月20日

大阪高等裁判所第11民事部係 御中

被控訴人指定代理人

〒530-0047 大阪市北区西天満一丁目11番4号

大阪法務局北分庁舎

大阪法務局訟務部(送達場所)

(電話 06-6311-9328)


(FAX 06-6311-9337)

上席訟務官 安田 博 


訟務官 安達 義弘 

〒100-8940 東京都千代田区霞が関三丁目1番1号

財務省主税局税制第二課

課長補佐 中島 正之 

課長補佐 安掛 真一 

消費税第三係長 村田 淳浩 

第1 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 本件控訴を棄却する
 - 2 控訴費用は控訴人の負担とする
- との判決を求める。

第2 被控訴人の主張

本件における被控訴人の事実上及び法律上の主張は、原審の口頭弁論において主張し、原判決に摘示されたとおりであり、控訴人の訴えはいずれも不適法であるから、これらを不適法であるとしていずれも却下した原判決の認定及び判断は正当である。

これに対し、控訴人は、控訴状において、原判決の認定及び判断には誤りがある旨を主張するが、その内容は、いずれも、原審における主張の繰り返しであるか、あるいは合理的根拠を伴わない独自の見解に基づき原判決を論難するものにすぎず、原判決の認定及び判断の正当性を何ら左右するものではない。

したがって、本件控訴は理由がないから、速やかに棄却されるべきである。